

《倫理指針の遵守について》

滋賀県理学療法士協会の学術誌「湖都」では、研究対象者の保護を極めて重要な観点と考えており、研究倫理として『ヘルシンキ宣言に基づき対象者の保護には十分留意し、説明と同意などの倫理的な配慮に関する記述を必ず行なうこと。また、原則として厚生労働省の「臨床研究に関する倫理指針」などの医学研究に関する指針に従うこと』と明記いたしております。研究の実施に当たっては、事前に研究計画を十分に練っていただき、その中で対象者の保護に関しても十分に配慮してください。

説明と同意については、(以下、同意)、原則として全ての研究で必要です。介入研究では文書での同意が必要であり、観察研究で侵襲性のある場合も文書での同意が必要です。この場合、対象者が未成年者の場合は代諾者等(保護者など)からの同意も必要です。さらに、16歳以上の未成年者の場合は本人からの同意も必要です。観察研究で侵襲性がなければ口頭での同意でも可とされていますが、その記録を作成しておくことが必要です。これは症例を対象にした研究だけでなく、健常者を対象にした健康科学領域の研究でも同様です。例えば、学生を対象にした研究では未成年者を対象とする場合も多くありますので十分ご配慮下さい。研究により新たな知見を得たとしても、倫理的配慮を欠くと判断される論文は掲載の対象となりませんので十分ご注意ください。

厚生労働省の「臨床研究に関する倫理指針」などの医学研究に関する指針は、ホームページからダウンロードできますので、熟読した上で研究計画を立ててください。また、医学研究に関する指針は繰り返し改訂されますので、最新の指針を確認してください。

滋賀県理学療法士会では、学術誌「湖都」を発展させるべく努力しているところでございます。会員の皆様には、倫理的配慮を十分に行った上で、研究活動に力を注いでいただき、質の高い論文をご投稿いただきますようお願い致します。